平成２３年（フ）第５０号
秋田県湯沢市下関字下本内28番地
債務者　佐藤タケ子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１５２号
奈良県大和高田市南本町７番２―203号、前住所奈良県大和高田市曽大根１丁目３番２号
債務者　松村　智加（旧姓仲川・脇田）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
奈良県宇陀市榛原下井足1937番地
債務者　中岡　悦子（旧姓冨山）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
奈良県大和高田市曙町14番29号
債務者　藤田理奈子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
奈良県宇陀市大字陀上本2045番地
債務者　フジドライ山本こと　山本　　寛
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
奈良県北葛城郡上牧町葛城台４丁目７番１号
債務者　茶本　依子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
奈良県大和高田市大字田井59番地の５、前住所奈良県大和高田市日之出町19番29―５
債務者　松村　　昌
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２１１号
奈良県橿原市大軽町255番地の３
債務者　早川　和政
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
奈良県大和高田市旭北町１番16―321号
債務者　東　　義秋
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
和歌山県田辺市稲成町376番地の１
債務者　田中　有輝
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第３９号
和歌山県田辺市中辺路町近露1118番地
債務者　井谷　惠子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第６５号
山口県宇部市大字西岐波2095番地２
債務者　三浦　和枝
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２２７号
栃木県佐野市上台町2100番地５、前住所栃木県佐野市犬伏下町1808番地１　田名網アパート
債務者　服部　徳子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１５号
栃木県佐野市浅沼町138番地11、前住所栃木県佐野市植上町2299番地７
債務者　星野　俊夫
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第４０号
栃木県佐野市植下町4009番地２　アーバンヒルズ201号室
債務者　巴　　直幸
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第７０号
栃木県足利市上渋垂町484番地３、従前の住所栃木県足利市福居町1655番地４
債務者　牧尾　榮二
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第７１号
栃木県足利市上渋垂町484番地３、従前の住所栃木県足利市福居町1655番地４
債務者　牧尾　和子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部